

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、A所在のB法人に雇用され、同法人が運営するC病院（以下「事業場」という。）において送迎・搬送等の業務に従事していた。
- 2 請求人は、平成〇年〇月〇日、自動二輪車で事業場に向かう途中、普通乗用車の側面と衝突して負傷した。同日、就労先であるC病院に受診し、「右肩、腰部打撲」と診断され、以後、複数の医療機関で療養の結果、同年〇月〇日治癒（症状固定）した。
- 3 本件は、請求人が障害給付を請求したところ、監督署長は請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級表（以下「障害等級表」という。）上の障害等級（以下「障害等級」という。）第14級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害給付を支給する旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことにつき、請求人が本件処分を不服として、同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人に残存する障害が、障害等級第14級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 障害等級の認定に当たっては、厚生労働省労働基準局長が「障害等級認定基準について」（昭和50年9月30日付け基発第565号）及び「神経系統の機能又は精神の障害に関する障害等級認定基準について」（平成15年8月8日付け基発第0808002号。前記通達と併せて、以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としても妥当と認めることから、認定基準に基づき、以下検討する。

(2) 請求人に残存する機能障害について、D医師は、平成〇年〇月〇日付け診断書において、右側の股関節に可動域制限がある旨記載している。

一方、E医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「X線像上、右股関節に異常所見なく、疼痛に起因する可動域制限であると判断される。」と述べている。

当審査会としては、決定書理由に説示するとおり、E医師の意見は妥当であり、請求人に残存する障害は、局所の神経症状として評価することが妥当であると判断する。

(3) 次に、請求人に残存する神経障害について、請求人には、過去の既存障害認定において、反射性交感神経ジストロフィー（以下「RSD」という。）による特殊な性状の疼痛があるとの評価を受けた経歴が見受けられ、本件認定に当たってもRSDに準じて認定すべき旨主張しているが、請求人の腰部には、①関節の拘縮、②骨の萎縮、③皮膚の変化等の他覚的所見は認められず、請求人の主張は採用できない。

E医師は、上記意見書において、請求人に該当する障害等級の程度は、「局

部に神経症状を残すものに相当する。」と述べているところ、当審査会としても、同意見は妥当であると考えことから、決定書理由に説示するとおり、請求人に残存する障害の程度は、障害等級第14級であると判断する。

(4) さらに、請求人は、仙腸関節部痛のため重量物の運搬や人を介助する仕事に制約がある旨主張するが、決定書理由に説示するとおり、障害給付は身体障害の程度を区分した障害等級表によって決定されるものであるから、請求人の主張は採用することができない。

(5) このほか、請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するものは見いだせなかった。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。